

郡山市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市における再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーの促進により、二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするゼロカーボンの推進を図ることを目的とし、一般家庭及び事業所における二酸化炭素排出量の削減を支援するため、ゼロカーボンに資する設備の設置、建物の新築又は改修を行う者に対し、補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ゼロカーボン 二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を、森林などが吸収する量以下にすることにより、温室効果ガス実質的な排出量をゼロにすることをいう。
- (2) 市民 市内に住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 5 条の規定により記録されている住所を有する者、若しくは、単身赴任その他の理由により一時的に市内に法第 5 条の規定により記録されている住所を有しないが、家族が市内に法第 5 条の規定により記録されている住所を有する者をいう。
- (3) 事業者 市内に本社又は事業所を有する法人をいう。
- (4) 住宅 専用住宅又は居住の用に供する店舗等の併用住宅をいう。（住宅の付帯構造物及び住宅の敷地を含む。）
- (5) 事業所 事業者が事業専用の用に供する建物及び施設をいう。
- (6) 家族 配偶者、子、父母その他の申請者と生計を一にする者をいう。
- (7) 郡山市税 個人市民税、法人市民税、事業所税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。
- (8) セット 複数の設備について、同一の工事請負契約又は売買契約（以下「工事請負契約等」という。）若しくは 30 日以内に締結された設備ごとの工事請負契約等により購入設置することをいう。
- (9) BELS 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 27 条の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（令和 5 年国土交通省告示第 970 号）による建築物の販売又は賃貸を行う事業者が、その販売又は賃貸を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示することをいう。
- (10) ZEB 資源エネルギー庁「平成 30 年度 ZEB ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ（平成 31 年 3 月）」における参考資料 6 ZEB の定義と評価基準の ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready 又は ZEB Oriented のいずれかを満たし、BELS の評価を取得した建築物をいう。
- (11) ZEB 化 建築物において、BELS の評価のうち ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready 又は ZEB Oriented のいずれかを取得することをいう。

(対象設備)

第 3 条 補助金の交付の対象となる設備は、次の各号に掲げる設備のうち、未使用の設備の設置、建築物の新築又は改修に係る省エネルギー設備又は再生可能エネルギー設備の取組として実施されるものであって、別表に定める要件を満たすものとする。

- (1) 次に掲げる家庭用の設備（以下「家庭用設備」という。）
 - ア 定置型蓄電池と住宅用太陽光発電システムとのセット
 - イ 定置型蓄電池

- ウ 燃料電池
- エ 電気自動車充給電設備
- オ ヒートポンプ給湯機

(2) 次に掲げる事業用の設備（以下「事業用設備」という。）

- ア 自家消費型太陽光発電システム
- イ 自家消費型蓄電池

(3) ZEB化を目的とした設備を導入する事業所の新築又は既存事業所の改修（以下「事業用 ZEB 化」という。）

（対象者等）

第 4 条 前条第 1 号に掲げる家庭用設備の補助金は、次に掲げる要件のいずれかを満たす市民に対して交付するものとする。ただし、初期費用 0 円モデル（リース契約等）による設置を除く。

(1) 家庭用設備が設置されている市内の自らが居住するための新築住宅又は建売住宅を購入し、補助申請者による建物登記（権利部甲区受付年月日）が、この要綱による補助金の交付を申請する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の 1 月 1 日から申請年度の 2 月末までに完了した者

(2) 市内の自らが居住するための既設住宅に家庭用設備を購入し、家庭用設備の工事請負契約等の締結及び家庭用設備の設置が申請年度の前年度の 1 月 1 日から申請年度の 2 月末までに完了した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金を交付しない。

- (1) 賃貸借契約を締結した住宅に家庭用設備を設置する者
- (2) 郡山市税を滞納している者
- (3) この要綱及び郡山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付を受けたことがある者
- (4) 郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条に規定する暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者である者
- (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める者

3 前条第 2 号に掲げる事業用設備の補助金は、次に掲げる要件のいずれかを満たす事業者に対して交付するものとする。ただし、初期費用 0 円モデル（リース契約等）による設置を除く。

- (1) 事業用設備が設置されている事業所を市内に新築し、建物登記（権利部甲区受付年月日）が申請年度の前年度の 1 月 1 日から申請年度の 2 月末までに完了した者
- (2) 既存の市内の事業所に事業用設備を購入し、事業用設備の工事請負契約等の締結及び事業用設備の設置が申請年度の前年度の 1 月 1 日から申請年度の 2 月末までに完了した者

4 前条第 3 号に掲げる事業用 ZEB 化の補助金は、次に掲げる要件のいずれかを満たす事業者に対して交付するものとする。

- (1) 事業用 ZEB 化の事業所を市内に新築し、建物登記（権利部甲区受付年月日）が完了した者
- (2) 既存の市内の事業所を事業用 ZEB 化し、事業用 ZEB 化の工事請負契約等の締結及び事業用 ZEB 化が申請年度の前年度の 1 月 1 日から申請年度の 2 月末までに完了した者

5 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金を交付しない。

- (1) 郡山市税を滞納している者
- (2) 当該事業所において、この要綱の補助金の交付を受けたことがある者
- (3) 郡山市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者である者
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める者

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経

費とする。

2 前項の規定にかかわらず、本市及び本市以外の行政機関等から交付を受けた又は受ける予定の補助金の総額が、補助対象経費を超えないものとする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は別表に定める額とする。

2 前項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第 7 条 第 3 条第 1 号に掲げる家庭用設備の補助金の交付を申請しようとする者は、郡山市ゼロカーボン推進事業補助金交付申請書(第 1 号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(第 2 号様式)
- (2) 郡山市ゼロカーボン推進事業補助金交付申請写真台紙(第 3 号様式)
- (3) 家庭用設備の設置に係る契約書の写し
- (4) 家庭用設備の設置に係る申請者本人宛ての領収書の写し
- (5) 補助金の振込先金融機関の口座(申請者名義)を確認できる書類の写し
- (6) 蓄電池、電気自動車充電設備においては、補助対象設備のメーカー名・型式・型番が確認できる資料
- (7) 新築住宅、建売住宅を購入した者は、建物の登記事項証明書(全部事項証明書)の写し(発行後 3 か月以内の証明書に限る。)
- (8) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 第 3 条第 2 号に掲げる事業用設備の補助金交付を申請しようとする者は、郡山市ゼロカーボン推進事業補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 郡山市ゼロカーボン推進事業補助金交付申請写真台紙
- (3) 事業用設備の設置に係る契約書の写し
- (4) 事業用設備の設置に係る申請者本人宛ての領収書の写し
- (5) 補助金の振込先金融機関の口座(申請者名義)を確認できる書類の写し
- (6) 事業用自家消費型太陽光発電システムの場合は、対象システムで発電した電力を自家消費することが確認できる資料(系統連系申込書の写し等)
- (7) 事業用自家消費型蓄電池の場合は、次のいずれかの資料又は証明書の写し
 - ア 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録済の製品又は一般社団法人電池工業会規格に準拠している製品の場合は、メーカー名・型式・型番が確認できる資料(SIIに登録済みの製品はパッケージ番号も確認できる資料)
 - イ 日本産業規格に準拠している製品の場合は、日本産業規格に準拠していることが確認できる「日本産業規格(JIS)適合証明書」の写し
- (8) 申請者の事業概要が分かる資料(パンフレット、定款等)
- (9) 市内に事業所を新築した者は、建物の登記事項証明書(全部事項証明書)の写し(発行後 3 か月以内の証明書に限る。)
- (10) その他市長が必要と認めて指示する書類

3 第 3 条第 3 号に掲げる事業用 ZEB 化の補助金交付を申請しようとする者は、郡山市ゼロカーボン推進事業補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書

- (2) 郡山市ゼロカーボン推進事業補助金交付申請写真台紙
- (3) 事業用 ZEB 化に係る契約書の写し
- (4) 事業用 ZEB 化に係る申請者本人宛ての領収書の写し
- (5) 補助金の振込先金融機関の口座（申請者名義）を確認できる書類の写し
- (6) ZEB の区分が明記された BELS 評価書の写し

ただし、BELS 評価書の写しが設計時点のものである場合は、当該 BELS 評価書の写しに加えて、国立研究開発法人建築研究所の Web プログラムから出力された、「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）」の計算結果（出力帳票）の写し

- (7) 申請者の事業概要が分かる資料（パンフレット、定款等）
- (8) 市内に事業所を新築した者は、建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し（発行後 3 か月以内の証明書に限る。）
- (9) その他市長が必要と認めて指示する書類

4 前 3 項に規定する補助金の交付の申請は、補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。なお、規則第 15 条第 1 項に規定する補助金等の額の確定については省略する。

5 受け付けた申請に係る補助金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付は行わないものとする。

（補助金交付の条件）

第 8 条 規則第 6 条第 1 項第 4 号のその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存すること。
- (3) 市長が必要に応じて行う現地調査に協力すること。
- (4) その他規則及びこの要綱に従うこと。

（補助金交付の決定）

第 9 条 市長は、第 7 条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、申請者に対し、通知するものとする。

（決定の取消し）

第 10 条 市長は、規則第 17 条に定めるもののほか、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

（財産処分の制限）

第 11 条 補助金の交付を受けた者は、規則第 20 条に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 規則第 20 条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する財産の耐用年数に相当する期間とする。

（申請書等の大きさ）

第 12 条 この要綱の規定により市長に提出する申請書及びその他の書類は、特に定めのあるものを除き、原則として日本産業規格による A 列 4 番によるものとする。

（委任）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の郡山市エネルギー 3 R 推進事業補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度分の補助金から適用し、平成 27 年度分までの補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の郡山市エネルギー 3 R 推進事業補助金交付要綱の規定は、平成 29 年度分の補助金から適用し、平成 28 年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の郡山市エネルギー 3 R 推進事業補助金交付要綱の規定は、令和 4 年度分の補助金から適用し、令和 3 年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 28 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の郡山市エネルギー 3 R 推進事業補助金交付要綱の規定は、令和 5 年度分の補助金から適用し、令和 4 年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月14日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の郡山市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱の規定は、令和8年度分の補助金から適用し、令和7年度分までの補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条、第5条、第6条関係）

対象設備	設備の要件	補助対象経費	補助額
家庭用定置型蓄電池と住宅用太陽光発電システムとのセット	蓄電池は、対象期間内に国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録されているもの。	蓄電池部、パワーコンディショナー及びその他付属機器等の購入並びに太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー及び付属機器（接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器をいう。）の購入並びに設置工事に要する経費	補助対象経費以内の額とし、130,000円を限度とする。
家庭用定置型蓄電池	補助対象期間内に国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録されているもの。	蓄電池部、電力変換装置（パワーコンディショナー等）、その他付属機器等の購入及び設置工事に要する経費	補助対象経費以内の額とし、100,000円を限度とする。
家庭用燃料電池	燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス等から水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであること。	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、リモコン、配管、配線及び配線器具の購入並びに設置工事に要する経費	補助対象経費以内の額とし、50,000円を限度とする。
家庭用電気自動車充電設備	補助対象期間内に国の補助事業の補助対象設備にV2Hシステムとして、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの。	電力供給設備及び付属品（充電コネクタ、ケーブル等）の購入並びに設置工事に要する経費	補助対象経費以内の額とし、50,000円を限度とする。
家庭用ヒートポンプ給湯機	次のいずれかに該当する住宅に設置されるものであること。 (1) 新築住宅又は建売住宅を購入し、当該住宅に新たに設置されるもの (2) 既設住宅において、石油給湯器又はガス	ヒートポンプユニット、貯湯ユニット、配管、配線及び配線器具の購入並びに	補助対象経費以内の額とし、30,000円を限度とする。

	給湯器からの切替えにより設置されるもの	設置、既設設備の撤去工事に要する経費	
事業用自家消費型太陽光発電システム	次の要件を満たすものとする。 (1) 市内の事業所の屋根若しくは敷地内に設置され、同敷地内にて事業所の電力として自家消費することを目的とした設備であること。 (2) FIT 又は FIP の認定を取得しないこと。	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー及び付属機器（接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器をいう。）並びに設置工事に要する経費	補助対象経費以内の額とし、250,000 円を限度とする。
事業用自家消費型蓄電池	次の要件を満たすものとする。 (1) 市内の事業所の敷地内に設置され、当該事業所において電力を自家消費することを目的とした蓄電池設備であること。 (2) FIT 又は FIP の認定を取得しないこと。 (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているもの、日本産業規格（JIS）に準拠しているもの又は一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの	蓄電池、電力変換装置（パワーコンディショナー等）、制御装置その他当該設備に不可欠な付属機器の購入並びに設置工事に要する経費	補助対象経費以内の額とし、500,000 円を限度とする。
事業用 ZEB 化	第 2 条第 10 号に規定する ZEB の評価を取得した建築物	ZEB 化を実現するために実施する次に掲げる工事等に要する経費 (1) 建築外皮 (2) 空調設備 (3) 換気設備 (4) 照明設備 (5) 給湯設備 (6) 昇降機設備 (7) エネルギーマネジメントシステム（BEMS） (8) (1)から(7)までのほか、ZEB 化に直接資する	補助対象経費以内の額とし、1,000,000 円を限度とする。

		設備及び工 事 (9) ZEBの評価	
--	--	--------------------------	--

捨印

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

郡山市長

申請者 住所
フリガナ
氏名

印

生年月日

(電話 - -)

※申請者欄は全て本人が記入（直筆）してください

※申請者本人の記入（直筆）でない場合は、記名押印してください

※事業者の場合は、法人名・代表者の職・氏名

郡山市ゼロカーボン推進事業補助金交付申請書

次の事業について、補助金の交付を受けたいので、郡山市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

	区分	住宅（既存・新築・建売） 事業所（既存・新築）
補助事業の名称	郡山市ゼロカーボン推進事業	
設置場所	<input type="checkbox"/> 申請者住所に同じ <input type="checkbox"/> 申請者住所以外（郡山市）	
補助金交付申請額	<input type="checkbox"/> 家庭用定置型蓄電池（住宅用太陽光発電システムとセット） <input type="checkbox"/> 家庭用定置型蓄電池 <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池 <input type="checkbox"/> 電気自動車充電設備 <input type="checkbox"/> 家庭用ヒートポンプ給湯機 <input type="checkbox"/> 事業用自家消費型太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 事業用自家消費型蓄電池 <input type="checkbox"/> 事業用 ZEB 化	
	設置に要した費用	円（税込）
	申請額	円
	完了日	年 月 日
<input type="checkbox"/>	申請内容に相違ないこと及び別紙（同意兼誓約事項）について同意及び誓約します。	

※ 完了日欄には次のいずれかを記入してください。

①区分が新築又は建売の場合 建物登記の権利部甲区の受付年月日

②上記以外の場合 領収書の日付

※ 申請者と書類を提出する方が異なる場合は、申請内容が分かる方が書類をお持ちください。

氏名(代理人名)

電話番号

(別紙)

同意兼誓約事項

郡山市ゼロカーボン推進事業補助金の申請に伴い、下記の事項について同意及び誓約します。
なお、下記事項に偽りがあることが判明した場合には、交付された当該補助金を一部又は全額返還することに同意します。

記

- 1 郡山市税（延滞金含む）の次の税目について、納付状況（税目・税額・申告の有無等）の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

【確認税目】

市 民	個人市民税（普通徴収）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税
事業者	法人市民税、事業所税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税

- 2 次の項目には該当しません。
 - (1) 郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条に規定する暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者である者
 - (2) 事業者である場合、対象システムの設置住所に居住者が居ること。
 - (3) 事業者である場合、対象システムで発電した電力を FIT、FIP により売電すること。
- 3 対象設備を設置する住宅を家族が所有する場合又は共有の場合、対象設備の設置について所有者の承諾を得ています。また、所有者との間に、住宅の賃貸借の契約はありません。
- 4 単身赴任その他の理由により一時的に市内に住所を有しない場合、家族が補助対象設備を設置した住宅に居住しています。
- 5 対象設備を設置する事業所の所有者が申請者と異なる場合又は共有の場合、対象設備の設置について所有者の承諾を得ています。
- 6 事業用 ZEB 化で設計段階の BELS 評価書により申請を行う場合、当該評価の対象となった設計内容を遵守して施工し、竣工後においても設計段階の ZEB ランク性能を維持しています。
- 7 申請書の記載内容及び添付書類に一切の虚偽はありません。

収支決算書

1 収入の部

(税込)

区 分	決算額
自己資金 (合計－補助金総額)	円
国補助金	円
県補助金	円
市補助金	円
合 計	円

※本市及び本市以外の行政機関等から交付を受けた又は受ける予定の補助金の総額が補助対象経費を超えないこと。

2 支出の部

(税込)

費 目	設備の要件	決算額
<input type="checkbox"/> 家庭用定置型蓄電池と住宅用太陽光発電システムとのセット	【蓄電池のパッケージ番号】	円
<input type="checkbox"/> 家庭用定置型蓄電池	【蓄電池のパッケージ番号】	円
<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池		円
<input type="checkbox"/> 家庭用電気自動車充電設備	【メーカー名・型式名】	円
<input type="checkbox"/> 家庭用ヒートポンプ給湯機		円
<input type="checkbox"/> 事業用自家消費型太陽光発電システム		円
<input type="checkbox"/> 事業用自家消費型蓄電池	(SIIの場合のみ) 【蓄電池のパッケージ番号】	円
<input type="checkbox"/> 事業用 ZEB 化		円
合 計		円

※該当する費目の□にチェックを付け、設備の要件及び決算額を記入すること。

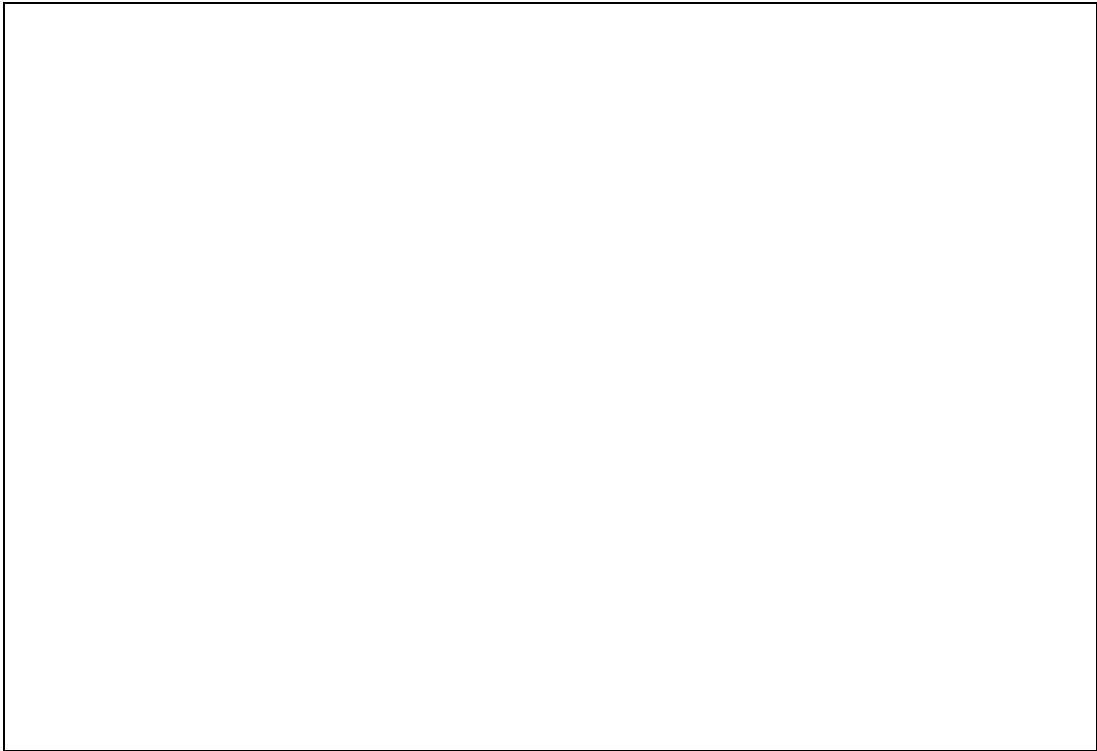
なお、新築又は建売の場合は総額ではなく、対象費目に係る金額を記入すること。



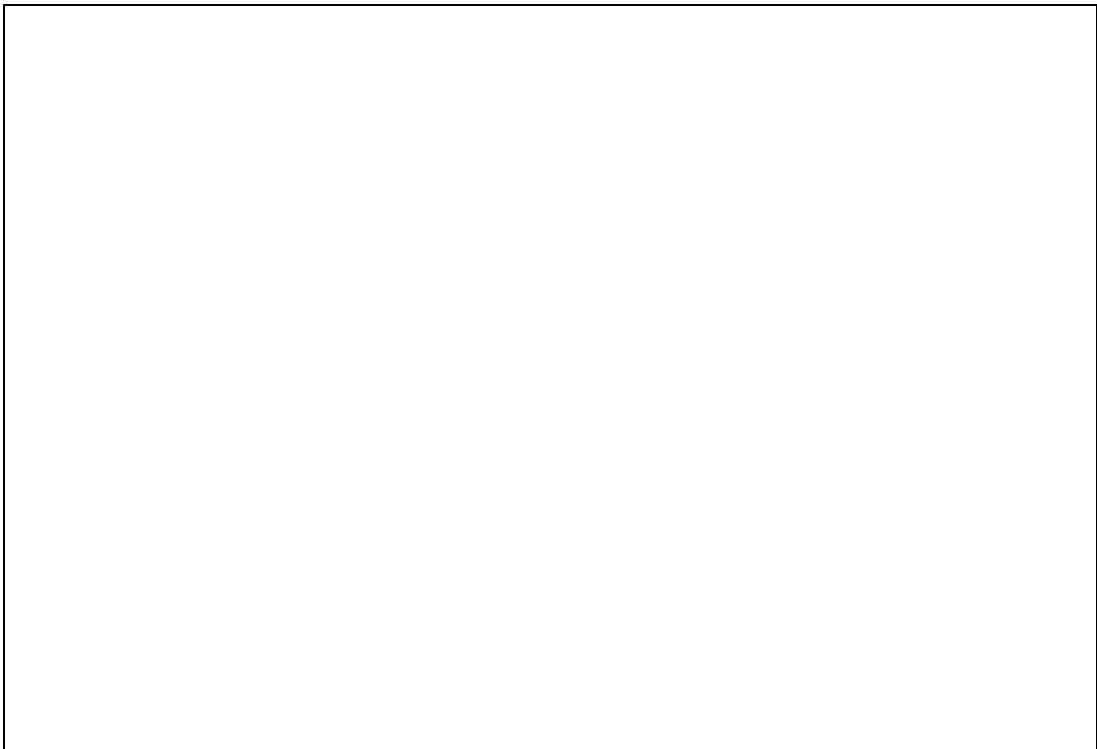
第3号様式（第7条関係）

（足りない場合は台紙のコピー可）

郡山市ゼロカーボン推進事業補助金交付申請 写真台紙 No. _____



（撮影年月日 年 月 日）



（撮影年月日 年 月 日）

申請者氏名 _____



第 4 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

郡山市長

申請人 住 所

氏 名 ㊟

（電話 — — ）

※申請者欄は全て本人が記入（直筆）してください

※申請者本人の記入（直筆）でない場合は、記名押印してください

※事業者の場合は、法人名・代表者の職・氏名

処分承認申請書

年 月 日付け（文書の記号）第 号による補助金等交付決定通知に係る補助事業により設置した設備を処分したいので、郡山市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱第 11 条の規定により申請します。

補助事業の名称	ゼロカーボン推進事業
施工場所	
処分の方法	売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄・その他（ ）
処分の時期	
処分の理由	